



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 森林法第百八十九条の揭示（三件）……………二
- ……………（産業労働局農林水産部森林課）…二
- 都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…五

告示

●東京都告示第千二百八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千二百二十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

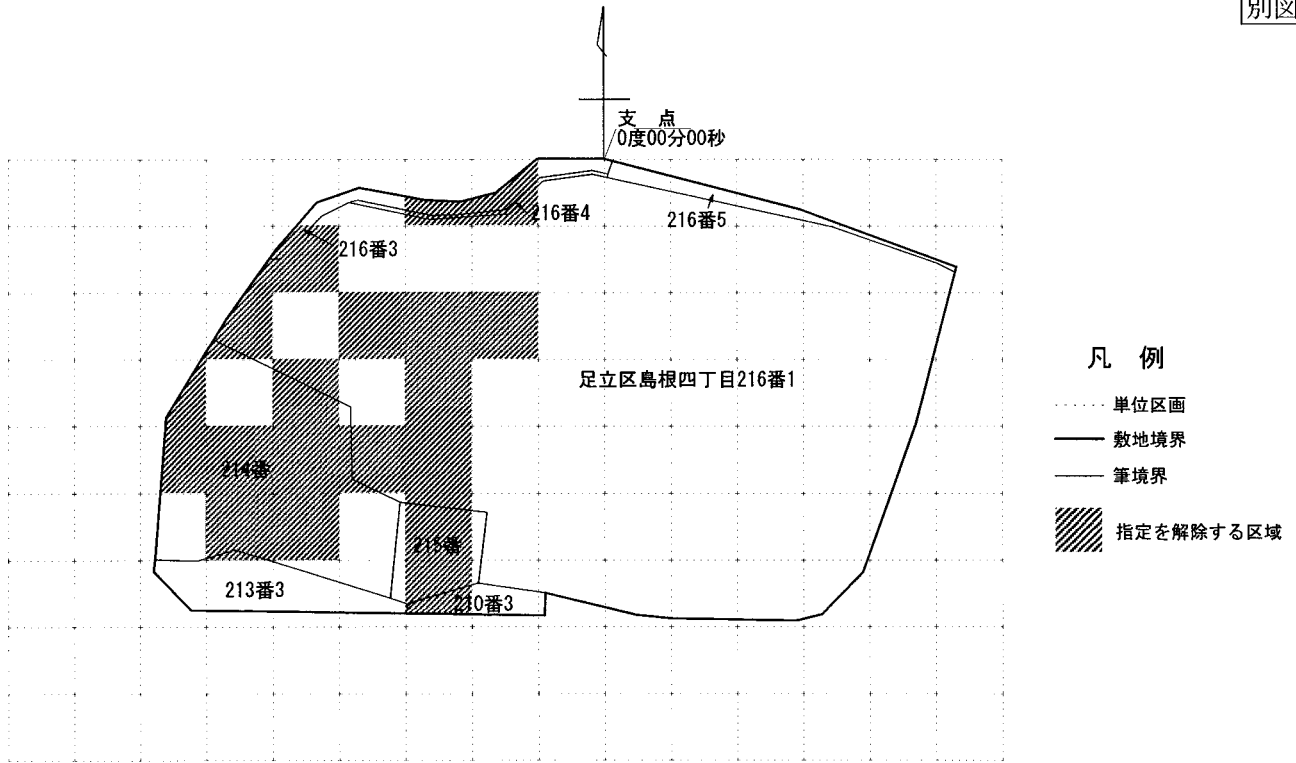
平成二十九年八月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区島根四丁目地内）

- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】
 支点は、足立区島根四丁目 216 番 3 の北東端とする。

【格子の回転角度 (0 度 00 分 00 秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

二、通知の要旨

八王子市上恩方町三三 五二番、三三五三番イ	内山幸永	八王子市 役所
八王子市上恩方町三三 五五番口甲	内山幸永	
八王子市上恩方町三三 六〇番二	佐藤保徳	
八王子市上恩方町三四 一七番	鹿島義治	
八王子市上恩方町四七 九一番から四七九三番 まで、四七九五番、四 七九六番	高井千代治	

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に
 係る保安林の所在場所
 所在が不明な
 通知の相手方

八王子市上恩方町三三
 〇一番、三三〇三番

榎本久義、榎本
 仙太郎、小島義
 晴、澤崎春義、
 尾崎欣一、尾崎
 敏幸

八王子市
 百合子

平成二十九年八月十六日

東京都知事 小 池

●東京都告示第千二百八十六号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条
 の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、
 保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林
 について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法
 第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示すると
 ともに、その要旨を次のとおり告示する。

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第六百四十三号のとおり。

●東京都告示第千二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年八月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
青梅市御岳二丁目四二二番二	齋藤幸夫	青梅市役所
あきる野市養沢字養沢二〇一番、二〇二番	池谷幸子	あきる野市役所

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第八百五号のとおり。

●東京都告示第千二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年八月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
八王子市長沼町六〇三番二	菱山康生	八王子市役所

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第六百四十四号のとおり。

●東京都告示第千二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年八月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十六日

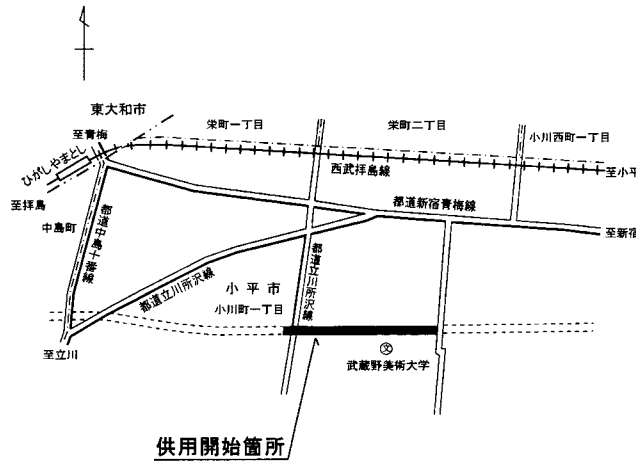
東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 立川所沢
- 二 供用開始の区間 小平市小川町一丁目三千十八番一地从前所三千五十二番六地先まで
- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
- 四 供用開始の期日 平成二十九年八月十六日

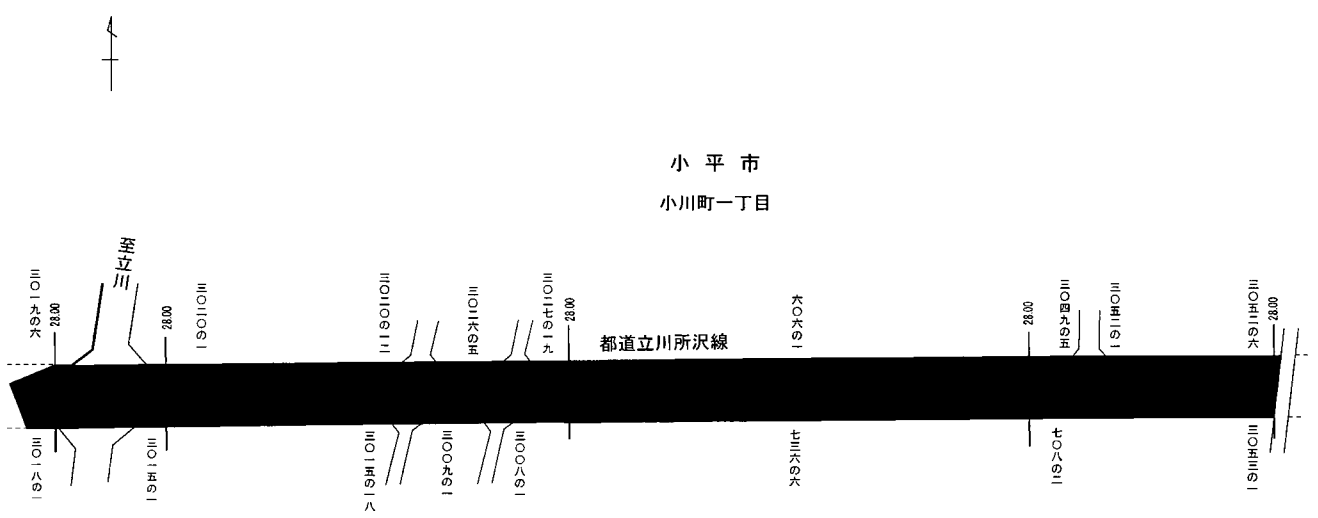
別図

都道立川所沢線供用開始略図

小平市小川町一丁目地内



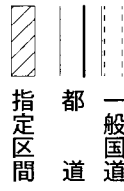
計画線
 延長 五七三・一八メートル
 面積 一五、八五三・九六平方メートル
 供用開始区域
 市道
 都道



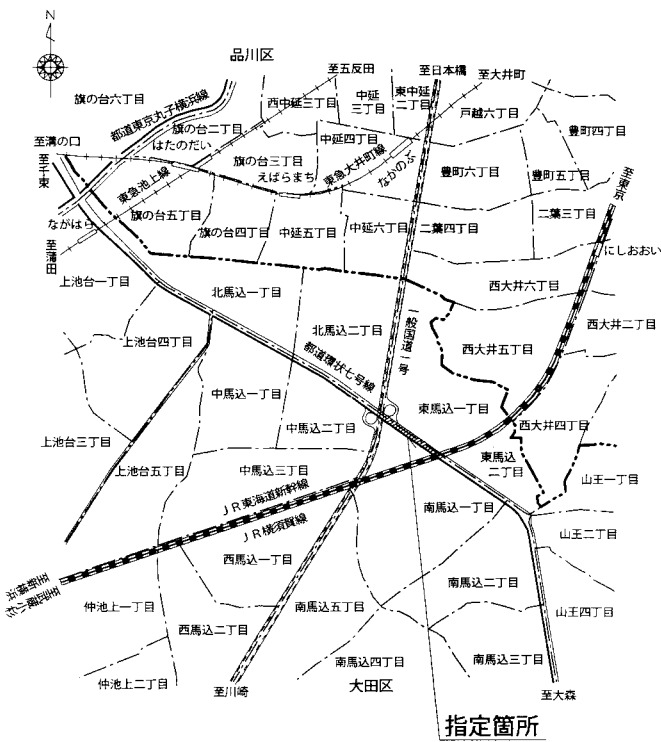
小平市
小川町一丁目

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道環状七号線
大田区東馬込二丁目～南馬込二丁目



延長 二八八・三五メートル
(電線共同溝予定名称 環状七号・三十二号)

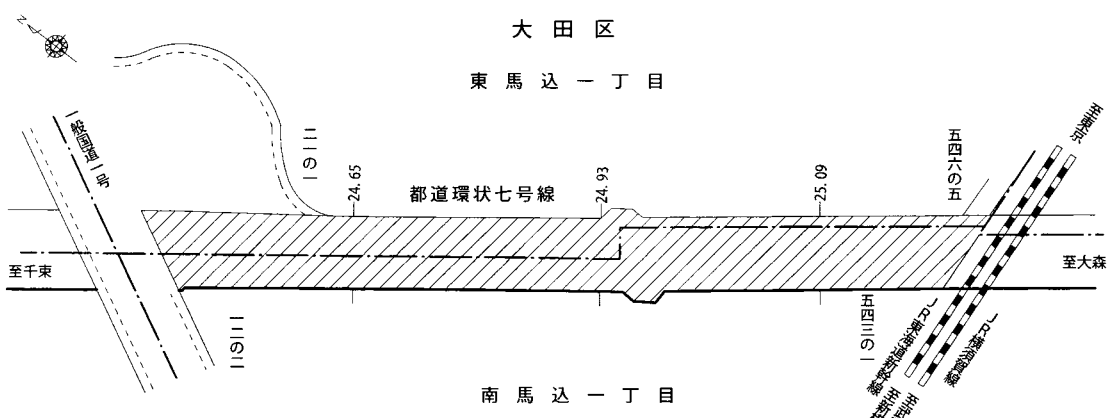


指定箇所

●東京都告示第千二百九十号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。
平成二十九年八月十六日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 都道環状七号線

二 指定する区間 大田区東馬込二丁目五百四十六番五地先から同区南馬込二丁目十二番二地先まで
三 指定の概要 別図表示のとおり



発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001